官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（法務三一）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産六二三～六三八）　三
○関西国際空港の施設について告示した事項に変更があった件
（国土交通三二一）　五
○道路に関する件
（九州地方整備局七六）　六
○道路に関する件
（北海道開発局四二、四三）　六
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局一七）　六
〔国会事項〕
公安調査庁　農林水産省　林野庁
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示
（山口労働局最低工賃公示一）
〔資　料〕
令和七年二月中国際収支状況（速報）及び令和六年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

省令

○法務省令第三十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の規定に基づき、国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令

国際受刑者移送法施行規則（平成十五年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え）	（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え）
第三条　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第	**第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第